

税金に関わる 制度の 変更が あります。

個人市民税・県民税

2027年4月からの 個人住民税について 変更があります。

これは、2026年1月1日から12月31日までに 働くことでもらったお金を 元にして計算されます。

1 給与所得控除の見直し※

69万円までは 税金がかかりません。(これまでは 65万円でした)

★2027年4月から 2029年3月までは 特別に 74万円まで 税金がかかりません。

2 同一生計配偶者※及び扶養親族※の要件の変更

同一生計配偶者と 扶養親族の 合計所得金額の 条件が 62万円以下に なります。

(これまでは 58万円以下でした。)

3 その他

・「ひとり親控除」を受ける場合、子どもが 1年で 働いて得ることのできるお金が 62万円までに なります。

(これまでは 58万円でした。)

・働いている 学生は、89万円まで 税金が かかりません。

(これまでは 85万円まででした。)

●問合せ

市民税課

普通徴収第1係(葵区) ☎ 054-221-1041

普通徴収第2係(駿河区) ☎ 054-221-1542

清水市税事務所市民税係(清水区) ☎ 054-354-2072

☎ 054-354-2073

☎ 054-354-2074

☎ 054-354-2075

※給与所得控除とは？

給料の一部を 税金が かからない部分にすることで、税金が 軽くなるルールです。

※同一生計配偶者とは？

一緒に暮らしているか 生活費を 仕送りしている 収入の少ない 結婚相手のことです。

※扶養親族とは？

養っている 結婚相手以外の 家族のことです。

★同一生計配偶者や 扶養親族には いろいろな 条件があります。

固定資産税

2027年4月から固定資産税が 変更されます。

※免税点とは？

税金が かかるかどうかを 決める基準になる額です。

固定資産税に係る免税点※の見直し

資産	免税点	
	変わる前	変わった後
土地	30万円	30万円(変わらない)
家屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円

●問合せ

固定資産税課

家屋第1係(葵区分)

☎ 054-221-1047

家屋第2係(駿河区分)

☎ 054-221-1547

償却資産係

☎ 054-221-1048

清水市税事務所

家屋係(清水区分)

☎ 054-354-2082

☎ 054-354-2083